

## 第 11 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 24 日 ( 火 ) 14 時 30 分 ~ 16 時
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員 ( 会長 )、今井委員 ( 副会長 )、廣田委員、中里委員、石塚委員、太巻委員、渡部委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、河原委員、嶋村委員、阿子島委員、関委員、かしま委員、つじ委員、平野委員、のむら委員、池尻委員、富田委員、松田委員  
区側：総務部長、情報公開課長、情報政策課長、学務課長、教育指導課長、事務局職員
- 4 傍聴人 0 人
- 5 配付資料  
資料 1 区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について ( 学務課 )
- 6 会議の概要  
( 1 ) 諮問第 2 号  
区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について
- 7 発言内容 ( 以下敬称略 )  
  
( 会長 ) 時間となりましたので、ただ今から第 11 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催致します。委員の皆様にはご多忙の中、またコロナ禍でいろいろ大変な状況のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。  
それでは早速、本日の議事に入ります。本日の議題は、電算結合に関する諮問が 1 件となります。説明の際は着席していただいて結構ですのでもよろしくお願いいたします。  
  
( 学務課長 ) 【諮問第 2 号】区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料 1 に基づき説明  
  
( 会長 ) ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問のある方は、挙手をお願いします。  
  
( 委員 ) これからの教育として新しい取組で大変すばらしいと思います。これは児童生徒の個人情報を管理していますから、保護者に了解を得ているのでしょうか。このシステムについては、どのように周知していますか。例えば、拒否するような人はいますか。

(学務課長) 現時点では、本日の審議会の諮問もあり決定事項ではありませんので、まだ保護者の方には通知を行っておりません。拒否される方がいるかは分かりませんが、渋谷区の取組を聴いている限りでは、授業で使うツールでありますので、うちの子には使わせないで欲しいといった声は特にないとのことでした。

今後様々なお不安を抱える保護者の方もいらっしゃると思いますので、丁寧に説明を尽くしていきたいと考えております。

(委員) 児童生徒の学習履歴とは、どのような内容のものですか。

(学務課長) 先ほどの説明で習熟度別の学習と申し上げました。例えば、学習支援ソフトに色々なドリルのようなものがありますので、これに子どもたちが解答を入力したものが学習履歴になります。いわゆる成績をつけるテストなどは特に考えておりません。

(委員) 分かりました。

(会長) 他に何かご意見・ご質問はありますか。

(委員) これを子どもたちが持って帰って、宿題などを家庭内で行う訳ですが、その場合の家庭のウェブ環境等は、どのような対応になりますか。

(学務課長) 先ほどLTE回線と申し上げました。これはスマートフォンと同様の回線でありまして、通信料等は全て区が負担致します。従って保護者負担はありません。検討段階でWi-Fiを使う選択肢もありましたが、Wi-Fi環境の場合、ご家庭にWi-Fi環境があるかというところに左右されますし、また、通信料等を保護者にお支払いいただくようなケースも出てきてしまうかもしれないと思ったところです。今回LTE回線にしたことで、例えば、修学旅行に持って行き、Wi-Fi環境が無い中でも調べ学習を行うことができます。このように、ご家庭のインターネット環境には全く左右されずに、ご利用いただくことができます。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(会長) 4ページ目の学習支援ソフト運営事業者との接続構成図を見ると、上には練馬区の共通基盤と事業者との間にインターネット回線が、下にはタブレットと事業者との間に先ほどおっしゃったLTE回線の、2回線ありますよね。

文科省が定める教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに定める保護措置は、上も下もどちらも満たしていますか。

(学務課長)

満たしております。

(会長)

インターネット回線とLTE回線の2回線が存在するのは、どのような理由になりますか。

(学務課長)

LTE回線は、先ほど申し上げたようにタブレットが約47,000台ありまして、この回線を使って学習支援ソフト運営事業者のサーバにアクセスします。一方、インターネット回線は、学校の教室で行う場合には、練馬区共通基盤に校務システムなど我々教育委員会が管理するシステムを置いておりますので、そこを通過して事業者のサーバにアクセスいたします。

(会長)

生徒たちが学習支援ソフトを利用する際は、LTE回線を使用する訳ですね。

(学務課長)

左様でございます。タブレットからアクセスしますので、LTE回線を使うことになります。

(会長)

だからこのセキュリティがきちりしているかを、今日確認する訳ですね。他にご質問・ご意見はありますか。

(委員)

基本的なところからお聴きします。4ページの接続構成図の中に共通基盤から学習支援ソフト運営事業者までの太線と、タブレットからの破線がありますが、今回の諮問の対象は、下側のタブレットと運営事業者の間の結合だと理解をしてよろしいでしょうか。

(学務課長)

おっしゃる通りです。

(委員)

タブレットの使い方のイメージがあまりリアルにならなくて、学校の中で先生の指導のもとに使う分については理解できるのですが、持ち帰って家庭の中で利用する場合、例えば、タブレットを使ってインターネットにアクセスをして、サイトを閲覧したり情報を取得したりすることは可能なのでしょうか。あるいは、タブレットの中のアプリケーションを使って、独自に自分でデータを作ったり加工したりということはできるようになっているのでしょうか。

(学務課長)

まず調べものですが、これは可能です。ただし、設定上ギャンプ

ルなど不適切なページは閲覧できないようにしています。

後段の加工については、先ほどの説明でプレゼン用の資料を作成すると申し上げましたが、調べた情報を、例えば文章ファイルでまとめたりするという意味で、加工は十分可能です。

(委員)

タブレットは学習支援ソフトを使うために結合するが、タブレットを活用してかなり自由度の高いと言うか、任意性の高いデータの収集や処理が可能な仕組みになっている訳ですね。また、インターネットへの接続については、フィルターをかけるが基本的には自由に使える訳ですね。

諮問の内容をいろいろ考えましたが、まずタブレットは貸与であるため所有権は区にあり、区の管理下にある訳ですね。そうであるなら、タブレットを使って処理された個人情報、条例で言う管理個人情報になるという理解で間違っていないでしょうか。

(情報公開課長)

児童生徒の氏名・学級・クラス名、それに加えてID・パスワード、これらは管理個人情報であるところです。

(委員)

細かいようで大事なところなのでお聴きしますが、例えば、インターネットにアクセスするとアクセス履歴が残りますよね。当然ログも残りますが、ダウンロードするとインターネットからダウンロードした材料が残っていきます。それは一般的な材料としては個人情報ではないけれども、個人と紐づけされた情報である可能性も無い訳では無いと思います。

私の印象ですけど、このタブレットでは、かなり多様である意味雑多な個人情報が生成されたりやり取りされたりということが可能ではないかと思います。それも含めて練馬区の管理個人情報ですと、そういうご説明になりますか。

(情報公開課長)

先ほどのID・パスワードのほか個人の学習履歴など、資料1に記載のあるシステム内で管理する個人情報、基本的には、区で管理できる情報は、区の管理個人情報と考えているところです。

(委員)

今の説明はすごく無理があると思います。結合して提供される個人情報の中には、児童生徒の学習履歴や作成物がありますが、これはほとんど無定義だと思います。先ほど話したように、学校の中で使う分には教師から指導を受けて、あるいは指示を受けて具体的な作業をし、あるいはやり取りをするというプロセスがあるが、家庭の中で情報を取得したりインターネットにアクセスをしたりしていく場合には、恐らくその全てが学習関連と言えば言えるし、関係無

いと言えなくも無いと思います。

何を確認したいかと言うと、条例上諮問する以上は、このタブレットで処理され収集された個人情報、全て管理個人情報になるのではないかと。また、もしそうだとすると、果たしてそれにふさわしい管理をすることが可能だろうか、というのがなかなか私ストンと落ちません。これはすごく基本的なことなので、タブレットで収集、生成、変更されるような個人情報は、すべて条例上の管理個人情報だと言って良いのか、違うならどこで線を引いて誰がそれを管理するのかを明確にお答えいただけますか。

(情報公開課長)           今ご指摘いただいたことですが、区の権限がおよぶ範囲までは管理個人情報として取り扱うと考えています。この考え方にも課題があるかもしれませんが、今はこのように整理をしています。

(委員)                   少し角度を変えますが、条例第9条の要注意情報についてですが、思想信条に触れるようなものについては収集してはいけないと規定されています。子どもの学習履歴や学習活動の中で子ども自身の思想信条に触れる、要注意情報に触れるようなものが出てくる可能性は否定できないと思います。この点については、条例上の要注意情報の収集禁止という規定との関係で、どのように整理されているのでしょうか。

(情報公開課長)           様々な履歴等があるとは思いますが、あくまでも教育の一環であり、教育上の観点から把握ができたり確認ができるというように考えています。

(委員)                   新しく始めることなのでとても難しいと思いますし、条例との関係でどういう整理をすれば良いのかは、いろいろな考え方があったらと思うと思います。最初に伺ったようにタブレットを使ってかなり自由な、インターネットも含めた情報へのアクセスや取得ができる仕組みになっており、その中でこの学習支援ソフトを使った直接的なやり取り以外にも様々な個人情報がタブレットを通して収集されたり提供されたりする可能性が否定できません。にもかかわらず、このタブレットの個人情報を条例の管理個人情報として管理するというのは現実的にはすごく大変なことだと、危惧も含めて感じております。

また、この3社の情報管理の在り方ですが、今日資料をつけていただいておりますが、これ以外に協定を交わすようなお考えはありますか。

(学務課長)

先ほど申し上げたように、協定の可能性は否定いたしません、現時点では他自治体の例を含めて協定を結ぶまでは必要無いと考えております。このプロジェクトを進めるにあたり、ご懸念の子ども名前や所属校、その子の学習履歴などの情報を、個人が特定する形での二次利用については、あってはならないというのがまず基本的な考えでございます。

今回の仕組みとしては、授業や家庭学習で子どもたちがタブレットに入力するものは、基本的には全てサーバに格納されます。基本的にと申し上げたのは、例えば、カメラで校庭のお花を撮った画像データなど一時的にタブレットに保管することはあるので100%ではありませんが、基本的には全てサーバにあるため、先ほど申し上げたような二次利用や統計やビッグデータの活用等について、確認をしたところでございます。

今回の諮問の中で協定等を結ぶ必要があるのではないかとということであれば、検討すべき内容であると思っております。

(委員)

例えば、5ページのNTTコミュニケーションズのプライバシーポリシーでは、「3.当社はお客様の個人情報については下記の目的の範囲内で取扱いさせていただく」と書いてあり、囲みの部分の2つ目その他の所の記載は、電話、メール、郵送など各種媒体により、当社のサービスに関するご紹介・ご提案・コンサルティング・アンケート調査および景品などの送付を行うために個人情報を使うというように読めます。このポリシーの範囲の中で、子どもたちあるいは保護者が提供した個人情報が使われること、しかもそれを練馬区の管理するデバイスを通して練馬区の管理個人情報の運用の中で使われることに私はすごく違和感を覚えます。一般的にフリーソフトなどを使う時に、コマーシャルが入ってくることなどはありますが、あくまでも学習支援ソフトとして公の管理するシステムとして使っているのに、上記のように景品などが送付されるのですか。これは許容されるのでしょうか。

(学務課長)

私も3社のプライバシーポリシーを読む中で、これは本当に担保できるのかという不安がございました。そこで、そういったことが無いかを改めて確認をして文書でいただいた結果が、先ほどの説明のとおりでございます。今委員からご懸念があった、景品が送られてくるといったことは、あり得ないと思っておりますし、また改めて事業者にもそういったことが無いように、しっかりと申し上げていきたいと思っております。

(委員)

先ほど課長がおっしゃったのはビッグデータですね。ビッグデ

ータは基本的には匿名化されたデータですが、ここに書いてあることは実名の個人情報を使って電話やメールなどによる様々なアクセスがあると書いてあり、それを行わないことが担保されているとは、私には思えませんし、やはりこれは好ましくないと思います。特定の商業利用がベースになり、公が管理するデバイスや個人情報が動いていくことについては、個人が直接任意で契約するなら別ですけれど、そうではないのだとしたら、よろしくないのではないかとやはり思います。

それから9ページのベネッセの個人情報保護方針については、「2. 個人情報の取得利用及び提供」についての2行目で、「取得に際しては、利用目的を明らかにし、お客様にお知らせした目的以外の使用はしません」と書かれていますが、これも私は大変気になります。お客様に何をお知らせしたではなくて、練馬区との間で約束した目的以外には使わないと書いてもらわないと適切な個人情報の管理に対する練馬区としての責任が問われかねないと思います。こういう新しい展開をすることは否定しませんし、その意義は認めますが、ただその裏側にある個人情報の保護の責任というのも重い訳ですから、今お聴きした2点について、お答えいただけますか。

(学務課長)

先ほどの文書の内容をあらためてご説明させていただきます。私どもから3社に対し、御社が利用する情報、収集する主な項目は、学校名・学年・クラス・児童生徒名・児童生徒の学習履歴・作成物・ID・パスワードとなりますが、これらの情報を二次利用することがあるかという質問をいたしました。3社からは、各コンテンツの利用回数などのログ情報は集計する場合はあるが、児童生徒名、児童生徒の学習履歴、各コンテンツの学習内容、作成物、ID、パスワードについては、当社として二次利用は行なわないという回答をいただいているところです。

(委員)

ビッグデータとして質問した訳では無いということですか。

(学務課長)

ビッグデータ等の活用も含めた二次利用、という聞き方をしていますので、あくまで二次利用が無いというご回答をいただいております。

(委員)

ご説明は分かりました。ただ先ほど私が読み上げたサービスのご案内等は、二次利用とは言わないと思います。もともと契約の中に担保されている利用だから、それがしっかりと制限されているかについては確認をしていただきたいと思います。

今回の話は、ICT 機器を活用して広く子どもたちの学びを支える

というコンセプトや方向性は、特にコロナ禍の中で理解できますが、本来区が管理すべき子どものセンシティブな個人情報を、区の教育委員会の共通基盤等も通さずに商業ベースのサーバと結合してやり取りをされることについては、懸念を感じる点が少なくありません。これについては、事後の検証も含めてプロセスもしっかりチェックしていただきたいし、運用状況をきちんと報告いただきたいことを強くお願いしたいと思います。

さらに1点確認ですが、4ページの図の中で、例えば学校教育システムの中でタブレットを活用するという方法は難しいのでしょうか。ベネッセのソフトを使っても構いませんが、ベネッセのソフトを活用して区の学校教育システムの中で独自にデータとタブレットを管理するということはできなかつたのかをお聴きして終わりたいと思います。

(学務課長)

委員のお尋ねは、この NTT コミュニケーションズ、ベネッセ、グーグルが提供するソフトを練馬区共通基盤の中にビルドインして、練馬区共通基盤の中で管理ができなかつたのかというご質問かと思えます。私どもも事前にそれは考えました。今委員のおっしゃったやり方は専門用語ですとサーバの所有型、オンプレミス型と言いますが、これと今回私どもが採用したクラウドサービスを比較検討した結果、クラウド型が望ましいと考えこれを採用しました。

その理由は、大きく2点ございます。オンプレミス型を見送った理由の1点目は、タブレット47,000台が一斉に授業の中でアクセスをする時に、共通基盤のサーバのスペックをかなり拡張する必要が生じ、区でそれを確保し維持運用していかなければならないという問題でございます。

2点目は、今回提供される各社の学習支援ソフトですが、数年に一度の教科書改訂時だけではなく、それぞれ国語・算数・理科・社会といった各分野における研究の進捗や発見に合わせて、その都度内容が更新されると聴いております。クラウド型であれば各社がその場で修正をして即応できる、追加費用も掛からず利用ができますが、区のサーバの中に入れた場合には、私どもで修正をしたり作業したりというコストと時間がかかってしまうというのがデメリットであると考えました。さらに、文部科学省自体がクラウドの利用を推奨しているという点も考えて、クラウド型を採用しました。

(会長)

プライバシーポリシーというのは、民間の会社が営業活動の中で取得した個人情報をこのように適切に取り扱いますと言うものだと思いますが、その一般的な会社としての商業的な活動の中で取得した個人情報の取扱いと、今回のような学習に特化した個人情報の取

得と言うような局面では、違いがあるのかなというのがお聴きして  
いて私も思いました。初めての試みなので難しい問題ではあると思  
いますが、運用しながらリスクを早めに察知してそれに対する対応  
を取ることが大事であると思いました。

ほかに何かご意見・ご質問はありますか。

(委員)

この取組自体は、時宜にあったデジタル時代に適応する若い児童  
生徒を早期に育成していくということで、非常に良いチャレンジだ  
と思います。ただその中でも注意しなければいけない点があるかと  
考えていまして、そこで3つほどご質問させていただきます。

1つ目は、3ページの3(3)では、責任をもって情報を発信する態  
度の育成ということのをねらいの中に入れてあります。となります  
と、生徒自身が積極的に発信するということが想定されます。その時  
の生徒さんがどのような自由度をもって発信できるのか。内容を含め  
てその辺の教育というのは重要だと思いますので、教育プランはど  
うなっているのでしょうか。

2つ目は、パスワードなどの管理です。生徒と保護者の方がご自  
身たちでパスワードを管理することになりますので、パスワード管  
理の教育方針について、説明をお願いします。

3つ目は、外部に持ち出して利用することを前提に教育プランを  
考えておりますので、そうすると落としたり紛失したりということ  
も当然想定されます。その時にパスワード等でロックされていると  
はいても、中にはそれ相応の情報が入っていると思いますので、  
場合によっては容易に消去できるような環境を整えるようなことも  
お考えだと思います。どういう形で端末を防御しようとしているの  
でしょうか。

(教育指導課長)

1点目と2点目について、お答えをさせていただきます。まず現  
在も情報モラルに関する授業を、小学校5年生と中学校2年生の児  
童生徒に行っています。これを続けてまいりたいと考えています。  
この情報モラルの授業に関して、今後タブレットの活用が新たに入  
ってきますので、そこでの情報の取扱い、先ほどの2点目に関わり  
ますが自身のパスワードの管理方法など、このような点から取り組  
んでまいります。

(学務課長)

続いて3点目です。紛失したり壊したりといった場面が確かに想  
定されるところです。このような時には、私ども教育委員会にご連  
絡いただき即座にリモートでそのタブレットは使えなくなるような  
設定をいたします。なお、今回各学校に予備機を数台用意する予定



にもなっていくのではないかと考えられますが、その辺いかがでしょうか。

(教育指導課長)

私どもは、このタブレットやその他の ICT 機器の導入は、あくまでも指導方法のツールが1つ増えたという認識でございます。ですので、黒板とチョークにとって代わるようなものであると言うよりも、黒板・チョークと ICT 機器を使ったハイブリッド型の学習展開というのが今後増えていくだろうと思っています。先生方の中には ICT 機器を得意としない方もおられ、得手不得手は確かにあるかと思えます。ICT 機器の使用スキルは研修で担保していきませんが、これも一つの時代の流れであり、これからグローバルな世界で生きていく子どもたちを育てるためには大切なことであります。学習指導要領にも位置付けられておりますので、こういったものは積極的に推進していきたいと考えております。

(委員)

決して教育現場の ICT 化を否定している訳ではありませんが、先進自治体である渋谷区の課題として教育効果の可視化という面があったと思います。この教育効果の可視化と言うのは、例えば ICT 化をした方が従来型の授業よりも教育効果が高まったとか、教員増員や少人数学級の整備よりも ICT 化の方が 36 億円かけただけの効果があった、と言ったように、可視化をしていくべきだと思っています。その点、渋谷区の課題でもある教育効果の可視化と言うのは、練馬区ではどういう形で図っていくのでしょうか。

(学務課長)

渋谷区が話されていた課題でありますので、どこに主眼があるのか正確にはお答えできませんが、おそらく資料上に書いてあった教育効果と言うのは、子ども達により分かりやすい授業をとった観点での教育効果であると思います。タブレットを入れたから成績が上がったといった短絡的なものではなく、コストがかかる中でその効果としてどのようなものがあるかを見える化していかなければならない、という趣旨ではないかと私自身は認識しております。

コストについてですが、今回 35 億 8,000 万円ほど区の財政負担となりますが、47,000 台の 5 年総額ですので、1 台あたりで割り返しますと、年額で 15,000 円位です。これは通信料をはじめとしたトータルコストでありまして、1 か月では 1,200 円位になります。総額では先ほど申し上げた額になりますので、これをしっかり活用するために、研修をはじめ、ツールとしてという発言も教育指導課長からありましたが、しっかりと活用していきたいと考えています。

(委員)

最後に 1 点ですが、練馬区は結合先として 3 社としていますが、

他の特別区の場合では、結合先はいかがですか。

(学務課長)

まさに、現在各自治体で取組を進めているところでございますが、最終的なデータはまとまっていない状態ではありますが、私どもが使うミライシードは、大手のソフトということもあろうかと思いますが、いくつかの区でこれを採用する流れになっております。なお、練馬区ではクラウド型を今回採用していますが、クラウド型ではないオンプレミス型を採用したという声は現時点では聴いておりません。ほぼ全ての区でクラウド型になるのではないかと、現時点では考えております。

(委員)

このタブレットで収集された情報は、どの位の期間保管され、いつ消去されることになりますか。それは決まっていますか。

(学務課長)

実は決まっていません。事業者側から練馬区はどれぐらい保存しますかと問われているところです。皆さん方から3年とか5年とか、あるいは小中学校卒業するまでなどご意見があれば、それを含めて検討したいというのが現時点での状態です。

(委員)

そうですか。それでは、保存年限は、配備して実際に始まったころまでには結論を出すということですか。

(学務課長)

初めての試みですので、検証しながらということにはなりますが、基本的には、授業でこれまで使っていたプリントのようなものが電子化されているものでありますので、タブレットを使うまでには整理はしなければならないという認識でおります。他自治体の例を参考にしながら、整理を進めてまいりたいと思っております。

(委員)

転校した子どもの情報については、転校先の学校に持って行くようにするのでしょうか。

(学務課長)

現時点ではそれは考えておりません。

(委員)

では、その情報の管理は、その学校だけで終わりということですね。分かりました。

それともう1つ、今は学習だけなのかもしれませんが、例えば、保育園では園とのやり取りや保育園の様子を伝えるようなソフトを使っているところもあります。今後学習ソフトだけではなく、例えば、学級通信や子どものいろいろな様子、保護者からの相談など、そういうものにも対応するように発展していくのでしょうか。

(教育指導課長)

このタブレットを一人一台配付することによって、どんなことが可能になるだろうかを我々も洗い出してみました。まずは日常の授業での活用です。様々な活用形態については、先ほどリーフレットでご案内させていただいたとおりです。また、今話題にも上がりました家庭での学習です。もともと入っているドリルを使ったり、課題を学校から送信してそれを勉強したりということも考えられます。コロナ禍の状況では有効に活用できるだろうと思います。その他には、委員からご指摘がありました保護者との通信についてです。例えば、学校便り・学年便りの配信や学校に関するアンケート調査を送って回答してもらうこともあろうかと思えます。さらには、欠席時の連絡の機能もあります。こういった形が一番有効なのかをただ今検討している段階ですので、入れるかどうかという意味では、今後可能性はあると考えていただければと思います。

(委員)

私はこの GIGA スクール構想をぜひ推進していただきたいという強い気持ちを持っております。1つ質問ですが、NTT コミュニケーションズのプライバシーポリシーのうち 7 ページの一番上に個人情報の開示、苦情、および相談など希望される場合の記述があり、その時に手数料をいただきますと書いてあります。このお客様は個人なのか家庭なのか学校なのか分かりませんが、どう捉えているのでしょうか。もし保護者が苦情がある時にお金を払うのはいかがなものかと思えます。この辺はどのようなやり取りがあったのかお聴かせいただきたいし、もしお金を取るが無ければ、この条文を削除してもらいたいと思えますがいかがでしょうか。

(学務課長)

今回は、あくまで区が契約者となりますので、保護者の方に手数料をお支払いいただくようなケースは全く考えておりません。保護者の方から何か苦情がある場合には、区に申し出ていただいて、私どもを通じて対応させていただきたいと考えております。

(委員)

ということは、お客様というのは個人ではなくて区ということですね。分かりました。ありがとうございます。

(委員)

議論を聴いていて考えたことですが、情報の保存期間は学習指導のことを考えると、例えば中学生であれば入学から卒業まで保存するなど、その子の過去と現在が比較検討ができるよう、かなり長期間保存することを考えられた方が良いのではないかと思います。十分な保護の体制を貫きながら、長期間保管する必要があるかと思えます。

それから先ほどの委員のご意見に関連して、学習履歴、作成物の

保護についてです。例えば、図書館に行っているいろいろな資料を探し回ったり、あるいはいろいろな人の意見を聴きて回るということを、非常に簡単にできるのがインターネットの世界であるというのが私の理解であります。その点からすると、学校の図書室や図書館を使う場合との決定的な違いはあまり無いように思えます。誰が何を借りたかという情報は図書館が管理している訳ですが、情報が十分に保護されているという前提で我々は図書館を使っておりますので、先ほどの意見にあったような学習履歴や作成物が非常に危険にさらされるという事態は、それほど想定しなくても良いのではないかというのが私の意見になります。

(会長) 他に何か意見やご質問のある方はありますか。

(委員) このタブレット端末の児童生徒への貸与期間は、どのくらいですか。例えば小学校 1 年生で入ったら 6 年生まで同じ端末を使うのでしょうか。

(学務課長) これも現場と話し合った結果ですが、子ども達にタブレットを大切に使うためには、これはあなたのタブレットだよというように渡した方が良さだろうという声を聴いております。タブレットのリース期間は 5 年ですので、例えば小学校 1 年生の場合、5 年リースが切れる卒業直前まで同じものを使っていただく考えですし、小学校 6 年生が使用したものは卒業した後にクリーニングをしたうえで、次の 1 年生にそのリース期間内は渡して、順繰り回していくことを考えています。

(委員) 学年によってフィルタリングのレベルは変わりますか。

(学務課長) 小学校と中学校で設定は違いますが、小学校の 1 年生から 6 年生の間で学年が上がる度に変えていくことはありません。

(委員) 先ほどからプライバシーポリシーの議論がありますが、私もずっと疑問に思っている点がありますので申し上げます。今回の資料に添付されているのは、それぞれの事業者の一般的なプライバシーポリシー、個人情報保護方針ですよね。それで先ほどからのやり取りを伺っておりますと、必ずしもこれによるのではなくて、教育委員会の方でこのようにしますという説明がありました。そうだとすれば、練馬区のセキュリティ基準とか文科省のガイドラインを踏まえたうえで、3つの事業者に共通して教育委員会としてはこういうポ

リシーで行きますということ資料として作って審議会に提示するべきではないかと思えます。その辺が少し安易に考えているのではないかということが非常に気になるところで、考えをお聴かせ願います。

(学務課長)

今回の資料の中では、文科省のガイドライン、私どもの情報セキュリティの方針、および3社のプライバシーポリシーを提示しております。今回の事業では、各事業者が定めるセキュリティの基準を適用することになりますが、各事業者が定めている基準は、文部科学省の情報セキュリティのガイドラインおよび練馬区の基準とも大きく変わるものではないという判断を所管課としてはしているところです。ご提案は各3社に共通の練馬区オリジナルの基準を置くような話だと思えますが、これまで申し上げているように、あくまで今回の事業のポイントは子ども達の学習履歴などの情報が他に使われてはならないと思っておりますので、二次利用は行わないということを文書で確認をさせていただいたことから、協定などの新たなルールづくりは見送ったところです。ただご不安になるのはわかりますし、私自身も一番不安な点でございましたので、今回の審議会でのご意見も含めまして、各事業者の方には間違った対応が無いようにということ徹底してまいりたいと考えております。

(委員)

そこは非常に気になっていますが、他の委員からご質問があったように、ある事業者のポリシーを読むと問い合わせなどの際手数料を払わなければならないと書いてあります。他の2つの事業者については、開示請求とか手続きについて全く書いていない事業者や、あるいは違った書き方をしている事業者もあります。つまり、二次利用だけではなくそれ以外のところでも3社少しずつ違ってきます。利用者からすると、例えば自分の子どもの学習履歴等を開示して欲しいといった時に、3社のポリシーでそれぞれ別々に対応するのですかと言ったらそうではなくて、まず保護者は区に問い合わせをして、区の方で対応しますと口頭で説明があった訳です。これは非常に基本的なことなので、最初からこういう方針でやりますということを決めて、この審議会に諮るのが筋ではないかと思えます。特に渋谷区については、平成29年からやっている訳ですからいろいろな経験の蓄積があると思えます。それを踏まえたとえ、後発の利益ということで渋谷区の先行事例の課題等も踏まえながら、こういうことでやりますというのが私は通常の仕事の進め方ではないかと思えます。以上です。

(学務課長)

渋谷区の学校で各自治体の職員や小中学校の教員を招いてタブレ

ットを授業で使う日がありまして、練馬区の指導主事も何度か参加しながら細かい意見交換やディスカッションを重ねてきたところです。渋谷区の取組の中で、渋谷区の個人情報保護条例については、我々も詳細なところまでは確認していなかった部分もあります。私どもの問題意識は再三申し上げている通り、練馬区の子どもの情報が二次利用されるかであり、このような対応をさせていただいたところです。委員がご指摘するように、新たなポリシーみたいなものを別途作るという考えは、今お伺いしていてそれもあるなと正直思ったところです。ただ、今回私どもの提案しているやり方でも一定のセキュリティポリシーはしっかり守られるものと認識しておりますので、実際に1月2月から稼働していく中で課題等があれば速やかに対応していきたいと、このように考えております。

(会長)

プライバシーポリシーは当然ながら法令の規定を遵守するために決められているので、この内容について法律上問題があることはあり得ないことだと思います。しかし、今回は学習という非常に限定された目的の中で使われる条文なので、その辺は先ほど答弁されたとおり運営する中でいろいろな問題が出る前に、できるだけ早期に対応するというのは、絶対に必要であると思います。

(委員)

手数料の話で一点確認です。今回サーバとやり取りされる学習支援に関連する個人情報については、これは条例上の開示請求や訂正請求等の区民の権利は当然適用されると私は理解をしています。ですから当然手数料がかかるという扱いはあり得ないし、プライバシーポリシーも大事だけれど、それと同時に条例上の権利としてその当該個人の自己情報について、開示を求めたり訂正を求めたりすることができるかと理解していますが、その理解は間違っていないでしょうか。その点を確認させて下さい。

(情報公開課長)

区の管理個人情報の範囲については、自己情報開示請求があった場合には、対応していくことを考えています。区で管理していないところについては、区と各事業者とで協議して検討していきたいと考えているところです。

(委員)

私は今回のICTを使うのは大いに賛成ですが、ICTはまさに日進月歩で進んでいて、小学校中学校であってもそれについていなくてはいけないと思っています。そうすると、たぶんこの審議会に諮った内容は、すぐに古いものになってしまうと思います。先ほどタブレットを学習以外にも利用していく構想があると答弁していましたが、これは積極的に進めてもらいたいと思っています。今

後、提供する個人情報が変わった時に、その度に審議会にかけるのか、それともモニタリングなりチェック機関があってそこがしっかりとこの日進月歩についていくやり方を考えていくのか、展望を聴かせて下さい。

(情報公開課長)                    基本的に新たな取組ということもありますので、検証をしっかりと行い、今後全く違う使い方をするような場合は、必要に応じて諮問していきたいと、このように考えています。

(会長)                                よろしいでしょうか。それでは皆様のご意見を伺いたいと思います。諮問第2号ですが、承認でよろしいでしょうか。

(委員)                                異議なしの声

(会長)                                本日の諮問事項は以上です。事務局より連絡事項ありますか。

(情報公開課長)                    次回の審議会ですが、今後案件調査を行いまして、案件がある場合は1月下旬から2月上旬に開催する予定です。日程が決まりましたら改めてご連絡いたします。事務局からは以上です。

(会長)                                それでは以上で本日の審議会を終了いたします。皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。